

江戸川区自転車用ヘルメット購入補助金（区民申請型）交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、自転車用ヘルメットを購入する江戸川区民（以下「区民」という。）の負担を軽減するため、自転車用ヘルメットを購入する区民に補助金を交付し、自転車用ヘルメット着用の普及を図るとともに利用者の安全運転を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車用ヘルメット 自転車に乗車する際に着用するヘルメットで、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマークが付いているもの
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマークが付いているもの
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマークが付いているもの
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマークが付いているもの
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマークが付いているもの
 - カ アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付いているもので、江戸川区長（以下「区長」という。）が認めるもの
- (2) 利用者 区民であって、自転車を利用するものをいう。

（補助対象者）

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する利用者とする。

- (1) 令和5年7月1日以降に、自ら又は自らと同一の世帯に属する者が自転車用ヘルメット（自らが使用するものに限る。次号及び第3号において同じ。）を購入していること。
- (2) 江戸川区自転車用ヘルメット購入補助金（店舗補助型）交付要綱（令和5年7月1日施行）第3条の規定による自転車用ヘルメットの販売を受けていないこと。
- (3) 他の自治体から自転車用ヘルメットの購入費について補助を受けていないこと。

（補助金交付額）

第4条 補助金の交付額は、自転車用ヘルメットの購入費（送料、装飾品の費用等を除く。）の実支出額（現金と同様に使用できるポイントで支払った場合を含む。）とし、自転車用ヘルメット1個につき2,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき自転車用ヘルメット1個までとする。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（補助対象者又は当該補助対象者と同一の世帯に属する者に限る。以下「申請者」という。）は、区長が別に定める期間内に、電子情報処理組織（江戸川区の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により申請しなければならない。

2 申請者は、次に掲げる書類を、申請者の使用に係る電子計算機であって江戸川区長に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年12月江戸川区規則第67号）第4条第1項各号に掲げる機能を有するものから添付しなければならない。

- (1) 自転車用ヘルメットの使用者の氏名及び現住所が確認できる書類
- (2) 自転車用ヘルメットの購入費の支払手続が完了したことを証する書類
- (3) 第2条第1号アからカまでのいずれかに掲げる要件に該当していることの確認ができる書類
- (4) 補助金の振込先口座が確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（補助金交付決定）

第6条 区長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書により、不適当と認めるときは、補助金不交付決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が指定する口座に補助金を振り込むものとする。

（重複補助の禁止）

第7条 この補助金の対象となった自転車用ヘルメットの使用者は、江戸川区自転車用ヘルメット購入補助金（店舗補助型）交付要綱第3条の規定による自転車用ヘルメット（自らが使用するものに限る。）の販売を受けてはならない（当該使用者と同一の世帯に属する者が、当該使用者が使用するための自転車用ヘルメットの販売を受ける場合も含む。）。

(交付決定の取消し)

第8条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この補助金の交付の要件に該当しないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) その他区長が必要と認めたとき。

(補助金の返還)

第9条 区長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(報告及び調査)

第10条 区長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対し報告を求め、又は調査することができる。

(様式)

第11条 この要綱の施行について必要な様式は、区長が別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。